

余裕期間設定工事の試行継続について

【令和6年度継続】

制度

【令和5年4月1日から施行】

目的

- 柔軟な工期設定により施工時期の平準化を図り、人材・資機材の効率的な活用や年間を通じて働ける環境整備を通じた技術者・技能者の処遇改善
- 建設生産システムの改善による円滑な施工体制の確保

概要

- 余裕期間設定工事とは、契約ごとに、**60日以内で余裕期間※1を設定して発注し**、工事開始日もしくは工事完了期限日を発注者が指定、または、受注者が選択できる工事

※1「余裕期間」・・・契約期間内であるが、実工期外であるため、受注者は主任(監理)技術者等の配置が不要であり、工事に着手してはならない期間
工事着手以外の工事のための準備工事(調査・測量、現場事務所の設置等工事、施工上必要な準備に要する業務等)を含め着手してはならない(要領第2条、第7条関連)

対象工事

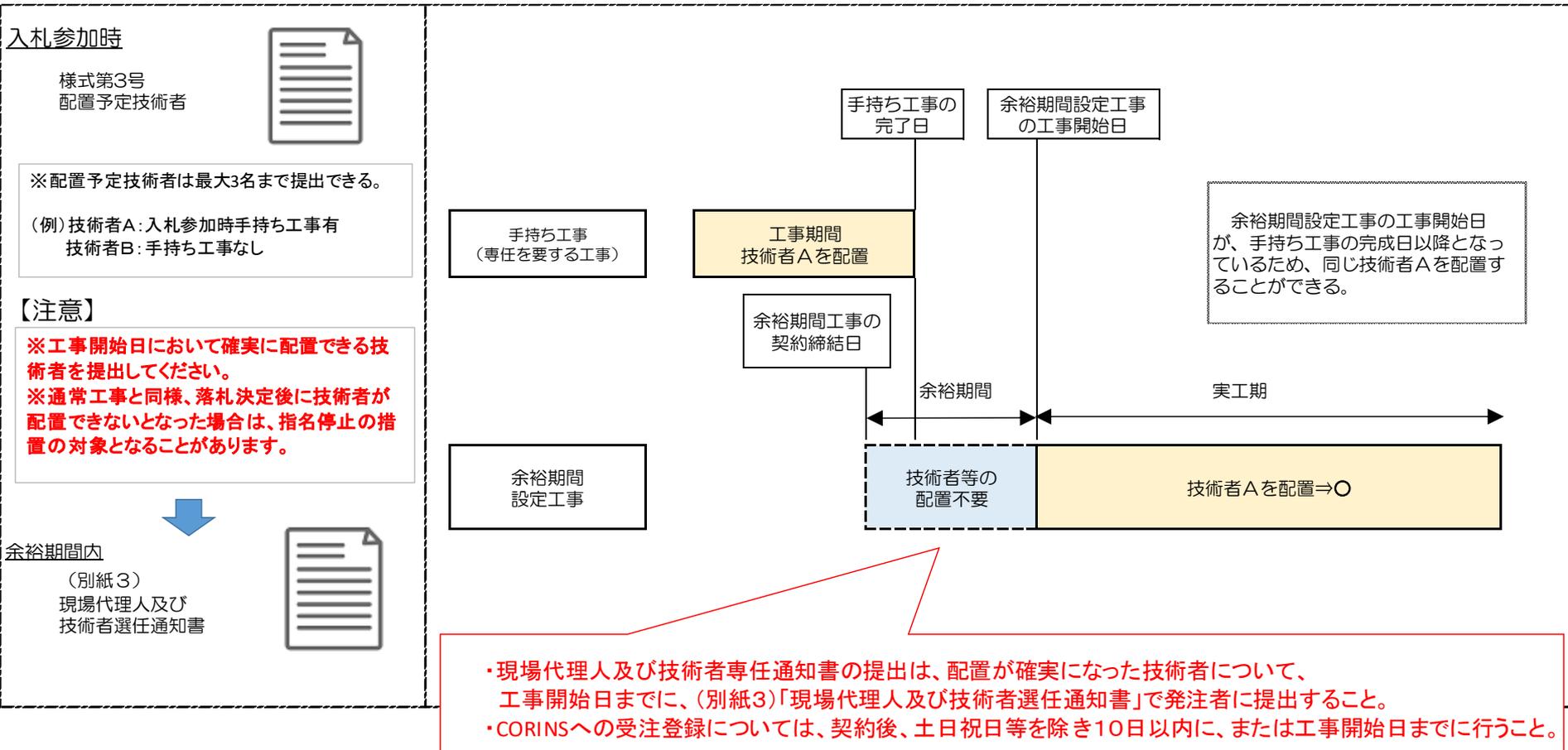
- 対象工事は、余裕期間を設定することが有益であると想定される工事の中から発注者が指定し、入札公告等で余裕期間設定工事である旨を明示した工事（要領第3条）
- 令和5年度から、一般競争入札を適用する全ての工事に加えて、指名競争入札を適用する全ての工事に拡大

香川県余裕期間設定工事試行要領

- 香川県ホームページに掲載

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/gijutsukikaku/kiteishuu/rinksaki/hatarakikatakanren.html>

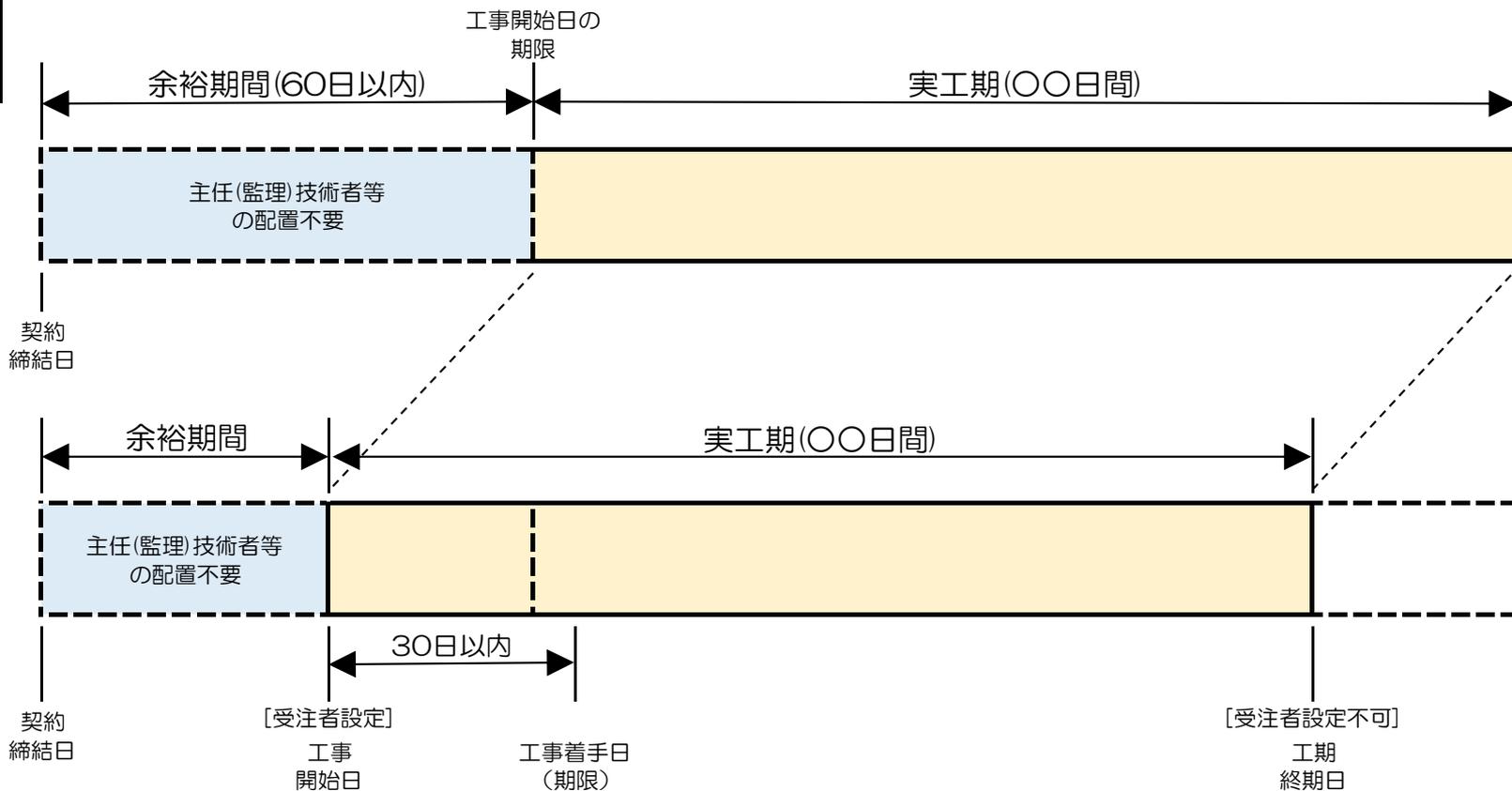
余裕期間設定工事における技術者の配置について（イメージ）



余裕期間
設定工事
(任意着手方式)

【発注時】

【契約時】



○ 令和5年度から、従来の「任意着手方式」に加えて「フレックス方式」を導入【令和6年度継続】

余裕期間
設定工事
(フレックス方式)

